

Beyond

ASAHI
Research Institute

2021. 9 vol.09

Technology で Breakthrough を

あさひ総研

中小企業の経営資源集約化に資する税制に関して

遺言について①

中小企業経営強化税制の延長②

労災保険を使うと保険料が上がるのか

社会福祉法人の事業展開に関して

東北経済産業局長賞受賞

あさひ通信

第 194 回 リクルートのなぞ

INFORMATION

CONTENTS

Technology で Breakthrough を

あさひ総研

- 01 ・事業承継
中小企業の経営資源集約化に資する税制に関して
- 02 ・相続
遺言について①
- 03 ・税制
中小企業経営強化税制の延長②
- 04 ・労務
労災保険を使うと保険料が上がるのか
- 05 ・社会福祉法人
社会福祉法人の事業展開に関して

第 34 回日経ニューオフィス賞 東北経済産業局長賞受賞

あさひ通信 第 194 回 リクルートのなぞ

INFORMATION

[Beyond] について

企業を取り巻く環境は、DX 化、新型コロナウイルスへの対応、人口構造の激変、AI やロボティクスをはじめとしたテクノロジーの進展により、これまで経験したことのない状況に遭遇しています。これまでの業界の常識や前提は通用しない時代、従前の枠を超えた思考が必要な時代になっていると感じます。あさひグループではこれまでの会計事務所の枠を超えて、経営者の皆様に役立つ情報を提供、活用頂きたいという思いを込めて『Beyond』を発刊いたします。

Technology がもたらす インフラ老朽化・更新問題への光明



Technology で Breakthrough を

統括代表社員 田牧 大祐

2011年6月20日早朝に京都市西京区で起きた水道管破裂事故は、インフラ老朽化問題で取り上げられる有名な事例だ。老朽化した水道管が破裂、同じく埋設されていた都市ガスの配管を破損し、ガス管に水が流入、家庭のガスコンロから噴水が起きるなどの被害が出た。消防隊12隊が出動し、周辺1万5千世帯のガス供給が最長10日間停止するなど、断水と合わせて大事故となった。京都市上下水道局は各家庭へ入浴料や機器損傷の補償を行い、大阪ガスにも10億円弱の賠償を負うこととなった。

1970年代の日本列島改造論より、日本中で、公共施設等の建設、上下水道、道路などのインフラ整備が大きくなりすぎた。しかし、現在、整備後40年、50年を迎え、老朽化が進んでいる。京都での事故同様、老朽化した水道管破裂による道路陥没事故は全国でおきている。一方で人口減少や社会保障関係費の増加により、投資的経費は抑制され、老朽化したインフラ更新費用が捻出できない状況がある。あさひ会計では、自治体の公共施設等総合管理計画^{*1}作成支援、更新支援をしているが、試算するに、財政悪化ですべてを更新することが出来ないことは明白だ。上水道に限らず、老朽化に対する対処療法は災害の発生可能性や社会インフラ維持の点でも問題である。

埋設管、建物壁面内の配管などの設備は、直接見ることはできないため対処療法しかないのであるが、この課題をTechnologyで解決し、設備業界に「見える化」のイノベーションを起こしている会社がある。

株式会社弘栄ドリームワークス（代表取締役 船橋吾一氏、菅原康弘氏）^{*2}では、配管を移動しながら管内を撮影する自社開発ロボット「配管くん」で、配管診断と

3D配管図面を作成するサービスを提供している。また、漏水音をAIで診断、スマホ上に漏水音を画面表示し、位置情報と組み合わせて漏水箇所を見える化する「音とりくん」のサービスも行っている。

以前、顧問先で水道費用が多額に発生し、建物配管内の漏水発生に気づいたという事例もあったが、公共施設に限らず、全国の商業施設、マンションなどの設備も老朽化、更新問題を抱えている。健康診断同様、事前診断で重大な事故を避け、ピンポイントで修繕すれば、修繕費用も抑えられる。診断の結果問題がなければそれで安心を得ることができる。建設現場で人が行けない場所での作業を可能にしたドローン技術をヒントに船橋氏がスタートさせたプロジェクトは、AIエンジニアでもある菅原氏らの開発を経て、間もなく設備業界に事前診断というサービスを生み、業界のBreakthroughを起こすであろう。インフラ老朽化問題にも光を見出すことができる。

AI、ロボティクスを活用し、これまでの障壁を打ち破るサービスが様々な業界におきている。AIやロボティクスが仕事を奪うとネガティブにとらえる人もいるが、むしろ、AIやロボティクスが仕事を生むと考えるべきであろう。Technologyが新たなサービスを生んでいる。既存の枠にとらわれない視点とTechnologyの活用が世界を変えている。

^{*1} 平成26年4月22日総務大臣により、インフラ長寿命化計画を参考として、全国の自治体に公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するよう通知。公共施設等をすべて更新した場合の今後40年間の更新費用は、1年当たりで約8,500億円、これは、近年の更新費用の約2.6倍に当たるものとの試算が公表された。

^{*2} 弘栄設備工業株式会社（山形県山形市）のグループ会社であり、「配管くん」、「音とりくん」サービスやこれから派生する情報を設備業界内で共有する業界プラットフォーム構築を目指している。

事業承継



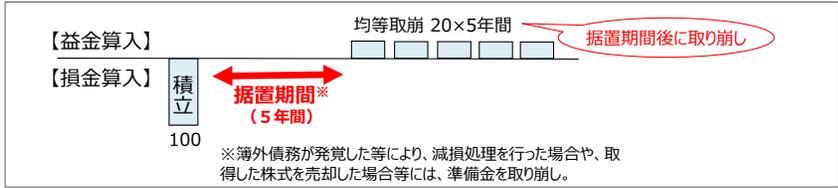
中小企業の経営資源集約化に資する税制に関して

一定の計画認定を受けた中小企業が、計画に基づく M&A を実施した場合に、①設備投資減税、②雇用確保を促す税制、③準備金の積立を認める制度が活用できる「中小企業の経営資源集約化に資する税制」が創設されました。

新型コロナウイルス感染症による先行き不透明な状況下で地域経済と雇用を守る中小企業に、M&A 等による経営資源の集約化を後押しすることで、新規事業拡大や多角化等を促し、より一層の生産性向上を目指す思惑があります。

当税制を適用できる中小企業は、中小企業等経営強化法上の特定事業者等に該当し、また租税特別措置法上の中小企業者等に該当する必要があります。詳細な要件は割愛しますが、特定事業者等には常時使用する従業員数が 2,000 人以下であることや、中小企業者等には資本金又は出資金の額が 1 億円以下であること等の条件があります。

<制度概要>

① 設備投資減税	経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得等した場合、投資額の 10% を税額控除* 又は全額即時償却。 *資本金 3000 万円超の中小企業者等の税額控除率は 7%
② 雇用確保を促す税制	経営力向上計画の認定を受け、経営力向上報告書を提出した上で、給与等支給総額を対前年比で 2.5% 以上引き上げた場合、給与等総額の増加額の 25% を税額控除。
③ 準備金の積立	<p>事業承継等事前調査に関する事項を記載した経営力向上計画の認定を受けた上で、計画に沿って M&A を実施した際に（株式取得、取得価格 10 億円以下）、投資額の 70% 以下の金額を準備金として積み立て、積立金額を損金算入することができます。これは M&A 実施後に発生し得る簿外債務等のリスクに備えるためです。積立後は 5 年据置き、5 年間で取り崩します（益金算入）。</p>  <p>中小企業の経営資源の集約化に資する税制概要・手引き 令和 3 年 8 月 2 日更新 中小企業庁より抜粋</p>

<留意点>

上記税制を活用するには図 1 のスケジュールを踏む必要がありますが、事前確認や経営力向上計画の作成、DD(デューデリジェンス) 要件確認や M&A 実行、経営力向上の報告を行う必要があり、一定の事務負担が必要で、M&A は通常流動的にスケジュールが変更となることが多く、当税制の使用にあたってはスケジュール管理が重要となります。



山形事務所
特別経営支援部
公認会計士・税理士 広川 諭

2010 年新日本有限責任監査法人（現 EY 新日本有限責任監査法人）入所。事業会社を中心に会計監査業務に従事。2017 年税理士法人あさひ会計に入所後は M&A 支援、株価算定・シミュレーション、財務デューデリジェンス、税務相談（組織再編、グループ法人税制）を担当。

【図 1】



相 続



遺言について①

今回は「遺言の種類」について説明します。

遺言書には、(1) 自筆で書くもの、(2) 公証人に作成してもらうもの、(3) 公証人に遺言書の存在を確認してもらうものの3つがあります。

(1) 自筆証書遺言

遺言者が全文、作成日付および氏名等を自筆で書き、押印することによって作成する遺言のことです。3種類の方式の中で、もっとも簡単で費用もかからない方式です。自筆が条件であり、代筆やテープ（音声）での録音は無効です。自筆証書遺言は自由にいつでも作成が可能で、他の2種類に比べると作成は簡単ですが、内容に不備があった場合相続人間のトラブルにも繋がりがかねません。また形式に不備等があった場合には、無効になるケースがあります。

⇒2020年7月10日より自筆証書遺言を法務局で保管する制度が利用できるようになりました。＜補足＞参照

(2) 公正証書遺言

2名以上の証人（推定相続人、未成年者などは証人にはなれません）の立会のもとで、公証人に作成してもらう遺言です。公証役場に保管され、最も安全かつ法的根拠の点で確実な遺言です。身体が不自由などの理由で公証役場まで出向けない時は、公証人に自宅や病院まで来てもらうこともできます。

(3) 秘密証書遺言

遺言者本人または代筆者が作成して封印した遺言書で公証人に遺言者本人のものであることを確認してもらい作成されるものです。公証人は遺言書の存在のみを証明してくれますが、内容には関与しません。

種類	自筆証書遺言	公正証書遺言	秘密証書遺言
作成方法	公証人や承認を必要とせず、全文を自筆して作成するもの（財産目録はPCでの作成が可能）	遺言内容を本人が口授し、それを公証人が記述し作成するもの	本人が証書に署名押印した後、封筒に入れ封印して公証役場で証明してもらう
証人	不要	2名	2名
家庭裁判所の検認	必要（法務局保管の場合は不要）	不要	必要
長所	・作成が容易 ・法務局保管（任意）	・遺言の存在と内容が明確 ・公証役場保管	・遺言の存在が明確 ・内容を秘密にできる
短所	・無効になる可能性あり（形式不備）	・遺言の内容が漏れる可能性がある ・費用が掛かる	・無効になる可能性あり ・紛失の可能性あり

●結局どの方式の遺言がいいのか？

結論としては、公正証書遺言をお勧めします。

【公正証書遺言のメリット】

- ①公証人が作成するため、様式の間違い等による無効リスクがない
- ②公証役場で保管するため、紛失や偽造の恐れがない
- ③家庭裁判所の検認の必要がなく、すぐに手続きが進められる
- ④高齢又は病気などで遺言者に筆記する能力が失われていても、公証人が代筆で作成可能

公正証書遺言は、公証人が作成することから、法律上有効となる内容であると認められ、公証人のほかに証人二名が遺言書の作成に立ち会うため、遺言の成立について相続人の間で紛争となる可能性を大きく低減させられます。また、最終的には公証人が遺言者及び証人の前で公正証書遺言の内容を読み上げ、一つ一つ内容について遺言者に確認する点も、遺言者の意思の反映という点で最も有効なものになります。

ただし、公証人は税務的なアドバイスまでは行わないため、その遺言が税務上一番メリットのある形とは限りません。そのため、公正証書遺言で作成したが、相続税申告の際に小規模宅地の特例等が使えないと後日わかったケースが多々見受けられます。こういったケースを回避するためには、事前に税理士と遺言書案について相談し、相続税申告や相続財産の譲渡所得税申告において特例を使えるかなどを踏まえた原案にて、公正証書遺言を作成することが一番安全です。

＜補足＞2020年7月10日より開始された自筆証書遺言保管制度について

前記(1)自筆証書遺言を法務局で保管する制度が始まり、従来の問題点である「保管場所が不明」「偽造・変造のおそれがある」「検認が必要」という点に対して改善がなされ、自筆証書遺言書は以前より扱いやすい遺言となりました。しかし、実際は下記のように、まだまだ利用しにくい点があるのが現状です。

- ①法務局職員からは遺言内容についてのアドバイスはありません。形式の確認はするとしていますが、「署名、捺印があるか」「日付が記載されているか」等限定的なものです。
- ②遺言書保管後に遺言者の住所、本籍、電話番号についての変更があった場合、その都度法務局に届出が必要となってしまいます。これは遺言執行者についても同様です。例えば遺言執行者の住所変更の届出がなされず、遺言者死亡時に通知対象の遺言執行者の住所が変わってしまえば、法務局から通知が届くことはありません。
- ③遺言者が死亡した後に、遺言書情報証明書を取得する段階で、出生から死亡までの戸籍謄本と相続人全員の住民票を求められます。法定相続人以外の受遺者がこれらの資料を入手しようとすると、法定相続人に委任状をもらう必要があります。例えば法定相続人以外の受遺者が全て相続財産を取得する遺言だったとしたら、この委任状も非常に入手しづらいものとなります。

山形事務所
相続サポートセンター マネージャー
公認会計士・税理士 伊藤 俊和

事業会社の経理を経て、あずさ監査法人に勤務。現在は税理士法人あさひ会計で相続・事業承継の実務に携わる。



税制



中小企業経営強化税制の延長②

前号に引き続き、中小企業経営強化税制についてご紹介いたします。

【表1 B、C類型 対象設備】

設備の種類	用途又は細目	最低価額*
機械装置	全て	160万円以上
工具	全て	30万円以上
器具備品	全て	30万円以上
建物付属設備	全て	60万円以上
ソフトウェア	全て	70万円以上

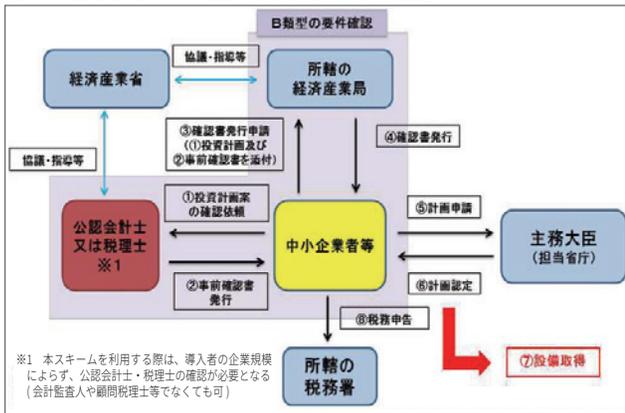
※1台1基又は一の取得価額

【表2 投資利益率の算式】

$$\frac{(\text{営業利益} + \text{減価償却費}) \text{の増加額}^{\ast 1}}{\text{設備投資額}^{\ast 2}}$$

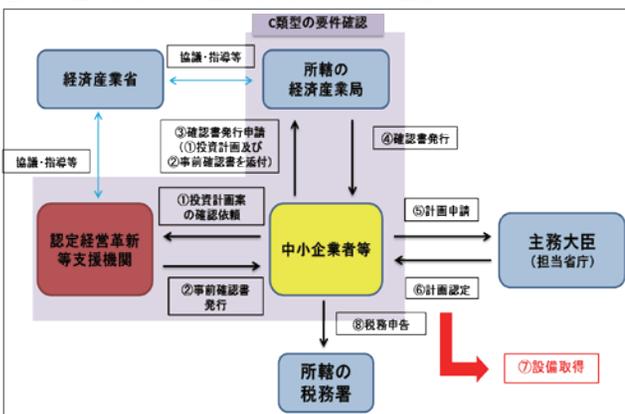
※1 設備の取得等をする年度の翌年度以降3年度の平均額
 ※2 設備の取得等をする年度におけるその取得等をする設備の取得価額の合計額

【表3 適用手続き(中小企業経営強化税制B類型)】



※1 本スキームを利用する際は、導入者の企業規模によらず、公認会計士・税理士の確認が必要となる(会計監査人や顧問税理士等でなくても可)

【表4 適用手続き(中小企業経営強化税制C類型)】



～収益力強化設備 (B 類型)～

年平均の投資利益率(表2)が5%以上となることを見込まれることにつき、投資の目的を達成するために必要不可欠な設備であることが要件となります。A 類型と異なる点として、用途細目と販売開始時期に制限がないこと、投資計画案の確認を公認会計士又は税理士から受ける必要があること、所轄の経済産業局から投資計画の確認書の発行を受けることが挙げられます。設備取得までの流れは表3をご参照ください。

～デジタル化設備 (C 類型)～

事業プロセスの①遠隔操作、②可視化、③自動制御化のいずれかを可能にする設備として、投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備であることが要件となります。基本的な設備取得までの流れはB 類型とほとんど同じですが、投資計画案の確認を公認会計士又は税理士からでなく、認定経営革新等支援機関から受けることが異なる点となります。認定経営革新等支援機関とは、中小企業に対して専門性の高い支援を行うための体制を整備するために中小企業庁より認定された機関のことです。どの事業者がその機関に認定されているかは中小企業庁 HP で確認可能です。設備取得までの流れは表4をご参照ください。

前号で紹介した A 類型と併せて、中小企業経営強化税制には3点注意があります。1 項目は他の特別償却制度等との重複適用ができません。例えば、中小企業投資促進税制との重複適用はできません。2 項目は設備の修繕は税制適用の対象とならないことです。ただし、ソフトウェアの改良等について、実質的に新たなソフトウェアを取得したと認められるときは税制の適用を受けることができます。3 項目は国又は地方公共団体から補助金を受けて設備取得を行った場合は、圧縮後の金額で取得価額を判定することとなります。ただし、補助金の種類によってはこの税制との併用を制限する場合もあるため確認が必要です。



山形事務所 審査部
早坂 賢人

審査部にて従事。決算書や申告書のチェックを日々行う。

● 出典：中小企業庁「中小企業等経営強化法に基づく支援措置活用の手引き」令和3年4月26日



労災保険を使うと保険料が上がるのか

標題の答えは、「一定以上の労働者がいなければ保険料はあがらない」です。労災保険料が変動する制度を「メリット制」といいます。労働者が表 1 の「最低労働者数」以上の場合、メリット制適用となり得、保険率が ±40%で変動します。最低労働者数未達の事業場では労災保険を使っても保険料に影響しません。

1 労災保険のメリット制

メリット制が適用されると、毎年 5 月下旬に労働局から送付される、労働保険年度更新手続き用の労働保険料申告書の保険料率部分に「メリット」と印字され、「保険料率決定通知書」が同封されます。

2 決定要素は労働者数、労災保険料、保険給付額

労働者数 = 労働保険申告書に記載した「常時使用労働者数」、申告納付した労災保険料 = 「確定保険料」、保険給付額 = 「前 1 年度をあげた過去 3 年度中に給付された金額」とし、労働局が計算します。例えば、令和 3 年度のメリット制による保険料率を決定するのは、平成 29 年度から令和元年度の 3 年度の人数、保険料、保険給付額です。これは労働保険番号ごとに計算されるので、複数事業場を継続事業の一括によってまとめて保険料申告している場合には、1 事業場の人数が少なくてもメリット制適用になることがあり、逆に企業全体の労働者数が多くても、労働保険番号が分かれている場合は、その事業場ごとに判断することになります。継続事業の継続一括手続きは、してもしなくてもよいものなので、メリット制適用を避けたい場合は一括しないという選択もあります。なお、保険給付額は、医療機関に労災保険から直接支払われた金額も含まれるため、事業主が計算するのは事実上不可能です。なお、通勤災害は、事業主責任がないためメリット制適用において計算に入りません。

3 労災保険利用のすすめ

事業主は、労働基準法により、業務上災害が発生した場合は療養、休業、障害、遺族等の補償を行う義務があります。この補償能力を担保するために設けられたのが労災保険です。労災保険給付を受けずに、事業主（会社）が直接本人に補償しても違法ではありません。ただし、仕事が原因なら労災保険、と一般的に労働者にもその家族にも認識されていること、労災保険給付内容 > 労働基準法の災害補償内容であること、直接補償は療養が長引けば継続困難であることから、事業主と負傷者とのトラブルになりがちです。とくにメリット制適用外の小規模事業所は、安心して労災保険を使用してください。メリット制適用事業場は、災害防止に努め保険料率 -40% を目指したいものです。

なお、以上の説明は「継続事業」とされる、一般的な事業場についてのものであり、建設・立ち木伐採の有期事業等は別の仕組みです。

【表 1】 ※番号は、労働保険の業種番号上2桁

事業の種類 の分類	番号	事業の種類	メリット制 適用最低 労働者数
建設事業	35	建築事業(既設建築物設備工事業を除く。)(※)	(45)
	37	その他の建設事業(※)	(28)
製造業	41	食料品製造業	75
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	100
	44	木材又は木製品製造業	30
	45	パルプ又は紙製造業	68
	46	印刷又は製本業	100
	47	化学工業	100
	48	ガラス又はセメント製造業	75
	66	コンクリート製造業	33
	62	陶磁器製品製造業	23
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	20
	50	金属精錬業(非鉄金属精錬業を除く。)	68
	51	非鉄金属精錬業	63
	52	金属材料品製造業(鋳物業を除く。)	82
	53	鋳物業	26
	54	金属製品製造業又は金属加工業(洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く。)	43
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業(めっき業を除く。)	68
	55	めっき業	63
	56	機械器具製造業(電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。)	91
	57	電気機械器具製造業	100
	58	輸送用機械器具製造業(船舶製造又は修理業を除く。)	100
	59	船舶製造又は修理業	20
60	計量器、光学機械、時計等製造業(電気機械器具製造業を除く。)	100	
64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	100	
61	その他の製造業	68	
運輸業	71	交通運輸事業	100
	72	貨物取扱事業(港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。)	48
	73	港湾貨物取扱事業(港湾荷役業を除く。)	48
	74	港湾荷役業	33
電気、ガス、水道 又は熱供給の事業 その他の 事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	100
	95	農業又は海面漁業以外の漁業	33
	91	清掃、火葬又はと畜の事業	33
	93	ビルメンテナンス業	82
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	68
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	100
	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	100
	99	金融業、保険業又は不動産業	100
	94	その他の各種事業	100

(※1) 林業・建設事業の括弧は、継続事業についての最低労働者数を表す。

いまの社会保険労務士事務所
特定社会保険労務士 今野佳世子

埼玉県内 3 か所の労働基準監督署にて労災認定・保険給付業務等に
従事。2008 年いまの社会保険労務
士事務所を開業。2010 年特定社会
保険労務士付記。



社会福祉法人



社会福祉法人の事業展開に関して

昨年9月、社会福祉法人の事業展開等の在り方について検討された結果として、「社会福祉法人の事業展開に係るガイドライン」が公表されました。

独立行政法人福祉医療機構のレポート「2019年度社会福祉法人の経営状況について」によると、全国の社会福祉法人のうち赤字法人の割合は28.5%となっており、同レポートでは大規模な法人ほど経営は安定しており黒字の割合が高いとしています。

当ガイドラインでは、2040年を見据えた社会福祉法人の課題として、人口減少や急速な高齢化など国民の抱える福祉ニーズの多様化・複雑化、また2040年に向け、生産年齢人口の減少による人手不足などの問題があげられています。

こうした課題に対応していくため、当ガイドラインに記載されている事業展開の主な手法と、期待される効果についてご紹介します。

○事業展開の主な手法

【合併】

2つ以上の法人が1つの法人に統合すること

【事業譲渡等】

特定の事業を継続する為、当該事業に係る財産を譲渡すること

【法人間連携】

明確な定義がなく、法人間で互いに協力関係を築くこと

<事業展開全体で期待される効果>

- ・新たな福祉サービスや複雑化、多様化に対応した取組の展開
- ・一法人では対応が難しい課題への対応

<合併により期待される効果>

- ・本部機能や財務基盤の強化、スケールメリットを生かした資材調達などのコスト削減
- ・サービスの質の向上
- ・職員間の交流によるスキル拡大・向上、教育への投資促進

<事業譲渡等により期待される効果>

- ・合併において記載した効果
- ・事業継続が困難な社会福祉事業の継続
- ・事業拡大、拡充の負担軽減

<法人間連携により期待される効果>

合併・事業譲渡等の手続きと比較し容易に取り組むことができ、意思決定から短期間で柔軟に実行に移すことが可能

社会福祉法人の合併は年間10件から20件程度と、一般の企業と比べるとまだまだ少ない状況です。上記のような事業展開は、サービスや、人材育成の面などに様々なメリットが考えられます。また社会福祉事業という非営利事業を行うことを目的とする社会福祉法人にとっては、営利企業と異なり、過疎地や不採算地域でのサービスの提供も大きな意義があります。今後、社会福祉法人の企業運営においても上記のような事業展開がひとつの選択肢となっていくのではないかと考えています。



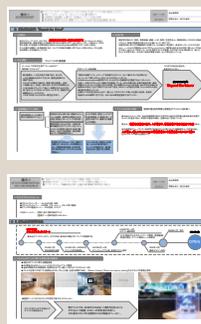
山形事務所
医療福祉部
チームマネージャー
三沢 博美

一般の事業会社のほか、
医療関係及び社会福祉法人を担当。

第 34 回日経ニューオフィス賞 東北経済産業局長賞受賞

あさひ会計仙台事務所がこの度、日本経済新聞社と一般社団法人ニューオフィス推進協会が主催する『第 34 回日経ニューオフィス賞』において、応募総数 152 件の中から、《東北ニューオフィス推進賞》及び東北ブロック最高賞にあたる《東北経済産業局長賞》を受賞いたしました。

在席アプリ Ghost や RPA がつなぐモニターでの来客情報など、Technology とオフィスの新しい形を、審査員の方に評価頂けたものと思います。



仙台事務所は、これまでの自分を越える、未来のその先へ、『Beyond the future』をコンセプトに、DX 化に取り組む Work with Technology なオフィスとして設計しました。

“個性の発揮 “と” チームワーク “を体現する。そしてヒトとロボット協働時代を推進し、新たな価値・新たなサービス・新たな取り組みを創り続ける。また、企業としての生産性向上とともに、個人としてのやりがいや楽しみを感じる仕事、自身の成長のための時間に注力する。そのための環境を提供するオフィスが完成しました。

あさひ会計はこれからも、経営者や地域の中小企業の皆様への、新しい Technology の情報発信や経営支援という役割を担って地域の発展へ貢献して参ります。



【日経ニューオフィス賞とは】

快適かつ機能的なオフィスづくりの普及・促進を図ることを目的に、創意と工夫をこらしたオフィスを表彰するものです。

「オフィスワーカーが快適で精神的にゆとりを感じるような、生活の場となっている。また、感性を刺激し、創造性を高める働き方を誘発する場となっている。」「コンピュータネットワークなどの情報通信技術 (IT) を活用した新しいマネジメントとワークスタイルを積極的に推進する知的生産の場となっている。また、IT を活用したコミュニケーションが行われている。」「地球環境への影響、地域社会への貢献など、社会性が配慮されている。」「FM (ファシリティマネジメント) 手法を取り入れたオフィスづくりや維持管理のための体制が整備されている。」「知識資産や情報が適切に管理され、運用されている。」といった視点を考慮して、審査が行われます。

リクルートの不思議

公認会計士・税理士 柴田 健一



リクルートの創業者、江副浩正氏は東大の学生時代に、大学新聞に新卒向けの会社説明会の告知を掲載する広告営業を発案し大成功を収めた。大学卒業後に「大学新聞広告社」(後のリクルート)を設立、大学新卒の求人広告だけの情報誌「リクルートブック」を刊行して無料で学生に配るという前代未聞のビジネスモデルで新たな挑戦に乗りだすこととなる。

しかし、何の実績もない企業への反応は厳しく、学生の就職活動を目前にして契約をしてくれた企業はさほど有名でない企業 20 社のみ。江副氏は腹をくくり、赤字覚悟で「大企業の広告は無料」と決断し、最終的には有料 29 社、無料 40 社、計 69 社で創刊号はスタートしたのだった。その後、同社は順調に成長するのだが、有望な市場と見込んでダイヤモンド社が「就職ガイド」を創刊して参入してくることになる。江副氏は「同業者競争で敗れて 2 位になることは、我々にとって死である」「これは戦争だ。完膚なきまで叩きのめさないと、我々がやられてしまう！」と檄を飛ばし、結局は圧倒的シェアを維持し続けるのだった。

江副氏は自社でも「自分より優秀な人」を採用しようとして本腰をいれることになる。男女の差別をせず、良いアイデアを持つ人には年齢やキャリアに関係なく「じゃあそれ、君やってよ」と任せることで新しいプロジェクトを生み出してきた。リクルートのキャッチフレーズは「自ら機会を創り出し、機会によって自らを変えよ」だが、この言葉に触発され、リクルートからは多士済々の人材が輩出されることになる。

現在、リクルートは右肩上がり成長し続け、連結売上高で 2 兆数千億円の企業となっている。主なサービスを上げれば、○就活スタートラインの「リクナビ」、○バイトするならの「タウンワーク」、○旅のおとも「じゃらん」、○賃貸住宅の「SUUMO (スーモ)」、○中古車探しの「カーセンサー」、○グルメの

「ホットペッパー」などである。さらに 2000 年代からはグローバル市場への展開を進め、世界の 60 以上でサービスを展開し、現在海外売上比率は 46%に達している。

これだけ多方面に事業展開して軌道に乗っているのが「不思議」と思う人が多いのだが、もう一つの「不思議」がある。リクルートの出身者が卒業後様々な業界で活躍していることである。その数、上場企業の経営者で数十人、有望企業の経営者で数百人といったところだろうか。

なぜ?リクルートの卒業生は様々な業界で活躍できるのだろうか。それはリクルートの社風、価値観にその要因が宿っているというのが定説だ。

◇社員皆経営者主義…同社では人事以外の情報を全員に開示している。新入社員にもアルバイトにも会社の決算書が配られる。情報を秘密にすると実力の無い上司が、実力のある部下に「君には言えないのだけれど、それはダメなんだよ」という口実を与えてしまうというのだ。情報が共有化されると社員も経営者と同じ発想をするようになる。

◇権限移譲主義…管理職じゃないのに管理職の権限を委譲される。嬉しいと捉えるのか、仕事が重くなるのは嫌だと捉えるのか。ほとんどのメンバーは前者だ。目的やゴールをはっきりさせ、情報を徹底開示し、あとは丸ごと魂で任せる。「お前はほしいんだ。自分で考え自分で決めろ」「こうしたいです」「それじゃ責任は俺が取るからやってみろ」上司は、成功は部下のもの失敗は自分のものと覚悟する!その姿を部下が見て己の心に刻む。

◇失敗への寛容さ…「お前があれだけ一生懸命やって失敗したのだから、会社は学んだんだ」社員も会社も成功や失敗をしながら成長していく。

このほかにも PC 制 (部門別損益制度) による独算制などがあるのだが、リクルートに残って活躍する人材も、卒業して異分野で活躍する人材も、リクルートならではの企業文化を持ち続けている。

SEMINAR

会場◆【山形】あさひ会計山形事務所 【仙台】あさひ会計仙台事務所

『成長戦略・事業承継 個別相談会』

共催/日本M&Aセンター

◎各会場先着 5 組様限定、完全予約制 ※Zoom 利用した WEB 形式の面談も可能です。

参加費：無料

【山形】9月13日(月) | 【仙台】9月17日(金)

ご案内HP



◆時間：各会場共通 ① 9:00 ② 10:30 ③ 13:00 ④ 14:30 ⑤ 16:00

『経営者のための DX セミナー』 & 『消費税のインボイス制度』及び『電子帳簿保存法』セミナー』

第一部『経営者のための DX セミナー』 14:00 ~ 15:30

講師：株式会社 ASAHI Accounting Robot 研究所 柏倉佑美
税理士法人あさひ会計 DX 推進チーム 渡部竜次

ご案内HP



◎紹介ツール：Microsoft Power Automate、早業 DX など

第二部『消費税のインボイス制度』及び『電子帳簿保存法』セミナー 15:40 ~ 16:40

講師：税理士法人あさひ会計 仙台事務所 魚住慶太郎

ご案内HP



【山形】
9月15日(水)
10月13日(水)

【仙台】
9月17日(金)
10月15日(金)

参加費：一部・二部
それぞれお一人様 ¥3,000

※新型コロナウイルス対策として、参加者の十分な距離の確保のため、8名様限定とさせていただきます。

一部・二部、
どちらか一方
のみの参加も
可能です！

『相続個別相談会』

◎ご相談は、相続人の方、または遺言書を検討されている方とご親族様に
限定させていただきます。

参加費：無料

【山形】
9月15日(水)
10月20日(水)

山形相続サポートセンター
☎ 0120-652-144

【仙台】
9月17日(金)
10月21日(木)

宮城相続サポートセンター
☎ 0120-954-883

ご案内HP



◆時間：各会場共通 1 回目 / 10:00 ~、2 回目 / 14:00 ~ いずれも 1 時間程度

『実践型 5ヶ年経営計画書策定講座』

◎1社限定、完全予約制

目指す将来像(夢・ビジョン・資金繰り)についてじっくり考え、
納得がいくまでシミュレーションしながら経営計画を作り上げていく実践型講座

参加費：お一人様 ¥88,000
追加1名につき ¥11,000

【仙台】 10月7日(木) 9:30 ~ 18:00
11月9日(火) 9:30 ~ 18:00

ご案内HP



『経理担当者育成 1ヶ月完成プログラム』 全4回

経理担当者としてすぐに役立つ実務知識を身につける、実務に沿ったプログラム。
ポイントを押さえ、基礎から学べる3時間×4講座の連続講座

参加費：お一人様 ¥22,000

【山形】 【仙台】 【Web】

◆山形をメイン会場とし、仙台・Web会場へは Zoom を利用したリアルタイム配信を行います

1 回目 10月22日(金) 2 回目 10月28日(木) 3 回目 11月11日(木) 4 回目 11月18日(木)

ご案内HP



◆時間：各会場共通 13:30 ~ 16:30

『社会福社会計簿記講座 2021』 全4回

一般財団法人総合福祉研究会 指定講座

◎社会福祉法人会計簿記テキスト《入門編・初級編》、《中級編》を使用

参加費：お一人様 ¥22,000
+テキスト代

【山形】 【仙台】 【Web】

◆山形をメイン会場とし、仙台・Web会場へは Zoom を利用したリアルタイム配信を行います

1 回目 10月7日(木) 2 回目 10月14日(木) 3 回目 11月5日(金) 4 回目 11月12日(金)

ご案内HP



◆時間：各会場共通 ◎初級 / 9:00 ~ 12:00 ◎中級 / 13:30 ~ 16:30



山形事務所 セミナー棟

Beyond vol.09

2021年9月 発行

発行元/あさひ総研

山形 〒990-0034 山形市東原町 2-1-27
TEL : 023-631-6521

仙台 〒980-0804 仙台市青葉区大町 1-1-30
新仙台ビルディング 4F
TEL : 022-262-4554

<https://asahi.gr.jp>